

大和都市計画地区計画の変更（天理市決定）

遠田地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大和都市計画地区計画(遠田地区)
位 置	天理市遠田町の一部
面 積	約 4.0 ヘクタール

区域の整備・開発・保全に関する方針

地区計画の目標	本地区は市の南部のJR柳本駅から約1.3Km西方に位置し、既に整備された福祉施設の機能を維持することに加え、地域住民のための商業・医療・業務等の生活利便施設を誘導し、地域コミュニティを保持し、高齢者や子育て世代も含めた多世代にとって、利便性に富んだ都市環境の実現を図る。
土地利用の方針	利便性に富んだ都市環境の実現を図り、地域住民のための生活利便施設等の立地可能な土地利用を図る。
地区施設の整備の方針	関係法令及び県・市の開発の基準に適合した緑地・調整池等を整備する。
建築物等の整備の方針	建築物等が周辺環境に融合し良好な環境を実現するための生活利便施設等の誘導を図るために、建築物の用途の制限を定める。また、建築物の高さの最高限度、垣・柵の構造及び建築物等の形態・意匠の制限を定め、景観配慮を重視したまちづくりに努める。

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(と)四の貯蔵又は処理に供するもの。 (建築物に付属するものを除く。) (2) 建築基準法別表第二(に)六の政令で定める規模の畜舎。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を営むもの。
	建築物等の高さの最高限度	20 m
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁・屋根等の外観、及び、広告物等の色彩は、美観を損なうものを避ける。
	垣又は柵の構造の制限	設置する垣又は柵の構造は生垣、木竹製塀、透視可能な鉄柵又はフェンス等これらに類するものとする。
区域は計画図表示のとおり		